# 鳥取大学アイスホッケー部 規約

# 第一章 総 則

(名称及び組織)

第1条 本会を「鳥取大学アイスホッケー部」と定める(以下"部"と称す)。

第2条 本会は鳥取大学に在学する学生、大学院生、研究生等で組織する。

(目的)

第3条 本部はアイススケート(アイスホッケー、フィギュアスケート、スピードスケート)の活動を通じ、心身共に健全な青少年学生の育成を図るとともに、員相互の交流を深めることによって、学生本来の学業および学園生活の充実を図り、併せてウインタースポーツの地域振興に貢献しようとするものである。

(会員)

第4条 本部は次のものをもって会員とする。

1 普通部員

普通部員は鳥取大学に在籍する学生、大学院生、研究生等をもって 充てる

2 特別部員

特別部員はその名において技量・人格共に優れており、部の承認を得たものをもって充てる。

# 第二章 入部及び退部

(加入退部の自由)

第5条 本部への入部および会からの退部は自由にこれを行うことができる。 (加入退部の届出等)

第6条 本部に入会しようとする者は、又は、この部から退部しようとする者は部 長に届け出るものとする。

#### 第三章 役 員

第7条 1 本会に次の役員を置く。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 1名
- (3) 幹事(部長、副部長を含む) 若干名
- (4) 会計 1名

- (5) 会計監事 1名
- 2 前項のほかに顧問を置くことができる。
- 3 役員は総会で定める。ただし、補欠の役員を必要とするときは、部長 が幹事会の同意を得て定める。
- 4 幹事及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

#### (職務)

- 第8条 1 部長は、部を代表し、その業務を総括する。
  - 2 副部長は、部長を補佐して部の業務を掌理し、部長に事故あるときは その業務を行う。
  - 3 幹事は、幹事会を構成する。
  - 4 幹事は部長、副部長を補佐して、部の業務を掌理する。
  - 5 会計は、部の会計事務を掌理する。
  - 6 会計監事は、部の会計事務を監査する。
  - 7 顧問は、部の運営および業務に関し部長の相談に応じるものとする。

## (任期)

- 第9条 1 役員の任期は、1年とする。ただし、補欠の任期は前任者の前任期間とする。
  - 2 役員は再任されることができる。
  - 3 役員は、その任期が満了した後も、後任者が就任するまでの間は、引 続きその職務を行うものとする。

# 第四章 会 議

#### (種別)

第10条 本部の会議は、総会および幹事会の二種とし、総会は定例総会、臨時総会 とする。

### (構成)

第11条 総会は、普通部員、特別部員をもって構成し、幹事会は幹事をもって構成する。

#### (総会)

- 第12条 1 総会は、会計年度終了後に開催する。
  - 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、又は、部員の三分の一以上の要求があったときに開催する。
  - 3 総会は、部長が招集する。
- 第13条 総会は、部員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状による 場合も出席とみなす。
- 第14条 総会は、次の事項を議決する。

- 1 規約の改正および廃止
- 2 役員の選任(補欠の役員の選任を除く)および解任
- 3 予算の決定および決算の承認
- 4 部の解散および合併
- 5 その他部の運営に関する重要事項
- 第15条 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## (幹事会)

第16条 総会の会議に必要な事項は、幹事会が定める。

# 第五章 活 動

(活動)

- 第17条 本部の活動は、主として第3条に規定する活動のほか、次のとおりとする。
  - 1 シーズン中の定期的(週3回程度)氷上練習
  - 2 オフシーズンのおける陸上トレーニング
  - 3 基礎体力アップのためのウェート・トレーニングその他
  - 4 対外試合への出場
  - 5 有名選手の研究会、講習会等への講師派遣
  - 6 その他本会の目的に添って必要と認める活動

# 第六章 会 計

# (会計年度)

第18条 本部の会計年度は、前期会計年度終了の日の翌日に始まり、以降1年間と する。

#### (経費)

第19条 本部の経費は、部費の外、補助金、委託金、寄付金、助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

# (委任)

第20条 この規約の施行について必要な事項は、幹事会の議を経て部長がこれを 定める。

# 附則

この規約は、平成5年4月20日から施行する。